

# 特定調達品目及び判断の基準等の 見直し(案)について(物品・役務)

**令和4年10月20日**

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 定期見直し対象品目について
3. 定期見直し以外の品目について
4. 提案募集に係る対応について
5. その他の検討事項・品目等

# 1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて
- ② 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて

## ■ カーボン・オフセットの活用

### ① 地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）におけるJ-クレジットの位置づけ

- 2050年カーボンニュートラル（2030年度に2013年度比▲46%、さらに▲50%の高みに挑戦）を目指す地球温暖化対策計画において「**J-クレジット制度の活性化**」を「目標達成のための分野横断的な施策」として位置づけ
- J-クレジット制度は、信頼性・質の高いクレジット制度として認知されており、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上でも必要な制度
- 特に「国の率先的取組」において「カーボン・オフセットを含め、温室効果ガスの排出削減に資する製品をはじめとする環境物品等への需要の転換を促すため、**グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率先的調達を行う**」こととされている

### ② カーボン・プライシング等における議論

- グリーン成長戦略（令和3年6月）においてはカーボンフリー価値の取引市場や**J-クレジットによる取引市場を整備しており、更なる強化を検討**するとされている



カーボン・オフセットの取組の推進、国や地方公共団体、民間等におけるJ-クレジット活用による需要拡大等が求められており、**グリーン購入法においても、こうしたカーボン・オフセットの活用や需要の拡大に向けた取組に可能な限り寄与することが必要**

## ○ 地球温暖化対策計画等に掲げられたカーボン・オフセットの活用に向け 昨年度の検討においてグリーン購入法における考え方を整理

- ➔ グリーン購入法に基づき特定調達品目に係る判断の基準等を設定し、当該品目の調達を進めることから、当面「**オフセット製品・サービス**」を対象に検討
- ➔ 以下の4つをグリーン購入法におけるカーボン・オフセットされた製品等の要件として整理
  - ① カーボン・オフセットされた製品等として**市場に供給**されていること
  - ② **認証されたクレジット（J-クレジットなど）**によるオフセットが必要
  - ③ 第三者機関により製品等のライフサイクル全体の温室効果ガス排出量の検証等を受けるとともに、**温室効果ガス排出全量のオフセット**が必要
  - ④ オフセットされた製品等については当該品目に設定されている**判断の基準の一部又は全部を満たすもの**として取り扱う
    - 一部の場合の例としては、**使用段階におけるエネルギー削減に係る判断の基準に適用**すること等が想定される（使用段階以外の判断の基準は満たすことが必要）
- ➔ クレジットの更なる活用を図るため、**対象品目の拡大に向けた方策**の検討が必要

カーボン・オフセットの活用に向けてオフセットされた製品等の上市を促すためには、**前提として当該製品のカーボンフットプリント**が必要

## ○ クリーンエネルギー戦略 中間整理等を踏まえた取組の方向性

- ➔ サプライチェーン全体での温室効果ガスの排出削減を進めていくためには、脱炭素・低炭素製品（グリーン製品）が選択されるような市場を創り出していく必要があり、「グリーンエネルギー戦略 中間整理」においても、製品排出量等の表示ルールの方策などによりグリーン製品が選定されるような市場を創出していくこととしている
- ➔ これらを受けて、環境省・経済産業省において「**カーボンフットプリント（CFP）ガイドライン（仮称）**」を本年度末以降に策定・公表する予定  
＜ガイドラインにおける主な論点＞
  - ① 目的に応じたカーボンフットプリントの取組の在り方
  - ② 既存のカーボンフットプリントの算定ルールで解釈の余地のある箇所等の明確化
  - ③ サプライチェーン上流の削減努力を反映するための一次データの利活用推進
  - ④ 製品間の比較を行う場合の公平性を担保するための検証の在り方
- ➔ ガイドラインの方策により、カーボンニュートラル実現のためのサプライチェーン全体での排出削減に向けて、グリーン製品が選定されるような市場を創出し、我が国の成長に繋げる

将来的には、**サプライチェーン上流の排出削減が反映される算定方法**でカーボンフットプリントが算定され、その結果「**グリーンな製品**」（**排出量が少ない、カーボンオフセットされている、等**）が公共調達において優先的に調達される仕組みが必要

## ○ 今後のCFPガイドラインの策定も見据え、その端緒として定量的環境情報が開示※された製品等をグリーン購入法において推奨

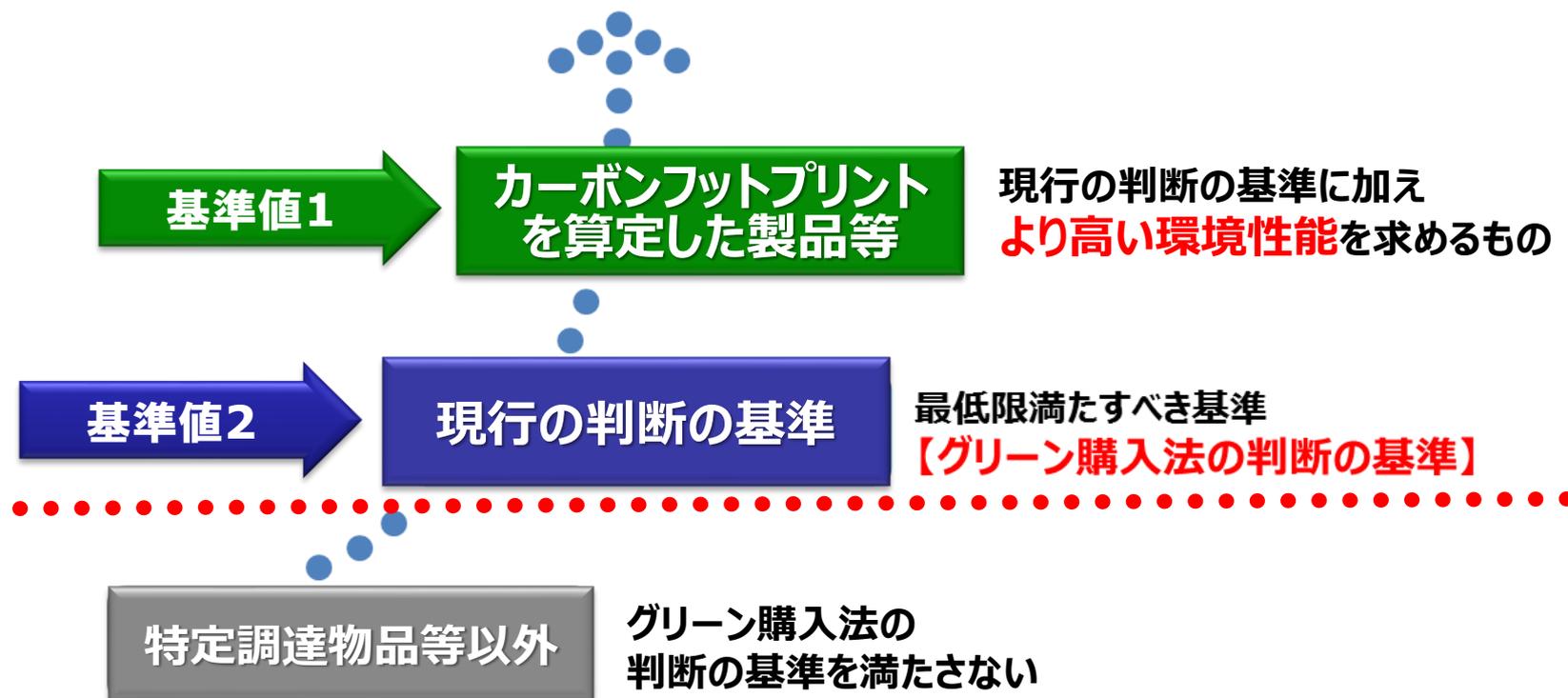
※ カーボンフットプリント（CFP）やLCAに係るISO（国際規格）に準拠し、ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量（温室効果ガス以外の環境負荷に係る環境情報を含む）を算定・開示

- ➔ 定量的環境情報の算定及び開示はカーボン・オフセットされた製品等を**上市又は供給するための前提**となることから、**当該情報が算定・開示された製品等を評価**する
- ➔ 以下の3つを定量的環境情報の算定及び開示に当たっての考え方として整理
  - ① CFP（ISO 14067）やLCA（ISO 14040）に準拠した温室効果ガス排出量の算定方法（PCR等）に基づき**温室効果ガス排出量を算定**していること
  - ② 上記①のライフサイクルにおける**温室効果ガス排出量を適切な方法**（製品への表示、同梱される印刷物、取扱説明書、ウェブサイト等）により**開示**していること
  - ③ 定量的環境情報の算定及び開示を推奨するとともに、温室効果ガス排出量の見える化を図り、**製造事業者等のインセンティブ**とすること
    - 第三者機関による妥当性確認及び検証があることが望ましい
- ➔ 定量的環境情報が開示された製品等がある品目について、業界における取組の進捗を踏まえ、**判断の基準又は配慮事項としての設定可能性**を検討
- ➔ 今後国による**CFPガイドラインの策定を踏まえ、判断の基準等の更新**を行う

可能な限り定量的環境情報の算定・開示を**判断の基準等に設定**

## ○ 具体的な判断の基準等の設定の方向性

- ▶ 定量的環境情報の算定及び開示について
  - ▶ CFPやエコリーフ等の環境ラベル、ISOに準拠した自己適合宣言等により定量的環境情報が開示された製品等の存在する品目については、当該品目に係る**判断の基準又は配慮事項としての設定**について検討
  - ▶ 現段階においてCFP等による定量的環境情報が開示された製品等がない品目についても、温室効果ガスの見える化、さらにカーボン・オフセットの活用を促進する観点から、原則として当該品目に係る**配慮事項としての設定**について検討
  - ▶ **判断の基準**については、当該品目の特性等を踏まえ**設定可能性**を検討
    - ✓ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、**2段階の判断の基準を設定**することとし、**基準値 1**として現行の判断の基準を満たすこと（基準値 2）に加え、「**カーボンフットプリントを算定した製品等**」であることを要件とする
- ▶ カーボン・オフセットされた製品等が市場に供給されている品目
  - ▶ **当該品目に係る配慮事項としての設定可能性**について検討し、可能な品目については配慮事項として設定。なお、各品目ともに定量的環境情報の算定及び開示を判断の基準等に設定することを優先
- ▶ 将来的には、CFPガイドラインに基づく算定が行われ、その結果「グリーンな製品」を判断の基準として設定し、よりサプライチェーン全体での排出削減を実現した製品を評価する基準の設定を検討
  - ▶ **排出削減を進めてなお残余する排出量**について、カーボン・オフセットの適用も検討



- **【基準値1】** カーボンフットプリントを算定した製品等  
→ より高い環境性能に基づく基準として「現行の判断の基準（基準値2）」に加え「カーボンフットプリントを算定した製品等」であること
- **【基準値2】** 現行の判断の基準  
→ 当該品目に係る「現行の判断の基準」を満たすこと

# カーボンフットプリント等について

## カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等に 係る判断の基準等の設定品目一覧

分野又は品目	CFP	カーボン・オフセット	備考
文具類	○	—	
オフィス家具等	○	○	次年度以降業界においてPCRを作成し、CFP等に取り組む
コピー機等3品目	◎	○	基準値1はCFPを算定した製品（経過措置有）
テレビジョン受信機	○	—	
電気便座	○	—	
家庭用及び業務用エアコンディショナー※	○	—	
LED照明器具	○	○	
電球形LEDランプ	○	○	
消火器	○	—	
タイルカーペット	◎	○	基準値1はCFPを算定した製品
ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	○	○	

◎：2段階の判断の基準の基準値1として設定      ○：配慮事項として設定      —：設定なし

※：家庭用及び業務用エアコンディショナーについては調整中

- 既に「**カーボン・オフセットされた製品等**」又は「**カーボンフットプリントを算定した製品等**」が上市されている品目については、原則として配慮事項として設定
- さらに可能な場合はカーボンフットプリントを算定した製品等について**2段階の判断の基準の「基準値1」**として設定

品 目	判断の基準等
タイルカーペット	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li>① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</li><li>② 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で<b>25%以上</b>使用されていること。</li></ul></li></ul> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① <b>ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</b></li><li>② 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</li><li>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li></ul>

(前 略)

- 備考) 1 1 タイルカーペットに係る判断の基準①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040) 等に準拠したものとする。
- 1 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 1 3 タイルカーペットに係る配慮事項①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量 (以下本項において「クレジット」という。) を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた (以下本項において「オフセット」という。) 製品をいう。
- 1 4 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット (JCM)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

(後 略)

# 1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて
- ② 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて

## ■ 塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

- 現行の印刷用紙に係る判断の基準は古紙パルプ配合率をはじめとした指標項目による総合評価値により設定
- 印刷用紙については古紙需給環境の変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙を中心に調達が困難となる状況が発生したことから、平成31年3月22日付で「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」を関係省庁等連絡会議決定として発出・運用中
- 印刷用紙の生産等の動向、原料となる古紙の需給状況等に係る調査を実施
  - ➔ 印刷用紙に係る古紙の需給動向の整理結果については[参考資料2](#)参照

- デジタル化の進展、若年層を中心とした消費行動の変化等、短期的には新型コロナウイルスの影響も加わり、新聞用紙及び印刷・情報用紙の生産量が大幅に減少
  - ➔ **新聞用紙**が2021年に2011年比で**38.4%減**、**印刷・情報用紙**が同**28.0%減**
- 印刷用紙の原料となる新聞古紙及び模造・色上古紙の大幅な減少が確認されており、今後もこの傾向が続くことが予想
  - ➔ 印刷用紙の古紙原料として競合する**新聞古紙**の消費割合は横ばいであるが、**模造・色上古紙**は衛生用紙の原料としての消費割合が大幅に増加
- 印刷用紙に係る判断の基準について古紙パルプの最低保証の配合率の引き下げ及びその他持続可能性を目指したパルプの評価の重み付けを引き上げ

# 新たな印刷用紙に係る判断の基準の設定

- 古紙パルプの最低保証の配合率を「**60%以上**」から「**30%以上**」に引き下げ
- 「その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の評価の重み付けを「**0.5**」から「**0.7**」に引き上げ※
- ※ パルプ原料のみで総合評価値80以上とするためには森林認証材パルプ又は間伐材等パルプを原料として一定割合配合する必要がある

原料となるパルプの種類	評価値・指標値	
古紙パルプ	$y_1 = x_1 - 10$	$(30 \leq x_1 \leq 100)$
森林認証材パルプ又は間伐材等パルプ	$y_2 = x_2 + x_3$	$(0 \leq x_2 + x_3 \leq 70)$
その他持続可能性を目指すパルプ	$y_3 = 0.7 \times x_4$	$(0 \leq x_4 \leq 70)$



印刷用紙に係る総合評価値（古紙パルプ等）のイメージ

# 1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて
- ② 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて

## ■ オフィス家具等（現行10品目）

- オフィス家具等はグリーン購入法施行当初から特定調達品目であり、10品目が対象。判断の基準として主要材料ごとに再生材の配合率等が設定
- さらに大部分の材料が金属類の棚又は収納用什器については棚板の機能重量、単一素材分解可能率、環境配慮設計が判断の基準として設定

- 2020年以降のコロナ禍に伴い製造・販売が伸長している「**個室ブース**」及び「**ディスプレイスタンド**」の**2品目**を新たに**特定調達品目**に追加
  - 2品目の追加によりオフィス家具等は**12品目**
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.130）を活用**（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
  - **グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加（選択容易性の向上）**
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品及びカーボン・オフセットされた製品を**配慮事項**として追加
  - オフィス家具等の分野ではカーボン・オフセットされた製品を既に上市している事業者があり、次年度以降業界内でPCRを作成、CFP等の取組を実施予定

# 1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて
- ② 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて

## ■ 太陽光発電システム

- 太陽光発電システムはグリーン購入法施行時より特定調達品目
- 当初は普及目的で判断の基準は定義のみ。その後、エネルギーペイバックタイム、情報開示等について規定する現行の判断の基準等に変更
- 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準を追加・強化、環境配慮設計の事前評価を判断の基準に設定する等の見直しを実施
- 政府実行計画においては、2030年度の設置可能な建築物（敷地を含む）の約50%以上に太陽光発電設備することを目標として設定

- 保守点検・修理及び維持管理に係る判断の基準を見直し（安定稼働）
  - 太陽光発電モジュール及び周辺機器に係る情報開示項目として「保守点検」及び「修理」について「範囲、内容」を示すことを求めているところ。今般の見直しにおいて「維持管理」を新たに項目とするとともに、各項目に「体制」を追加
- 「修理及び部品交換が容易である等の設計」がなされていることを配慮事項から格上げし、新たに判断の基準として設定（長期使用）
  - 太陽電池モジュールは、現行の判断の基準において環境配慮設計の実施を求めているが、モジュール以外の機器についても長期使用に係る設計を求めるもの
- 調達機関に対する留意事項としてレジリエンスの強化を含めた蓄電池設備の導入検討、保守点検・修理及び維持管理の実施、設備更新等の検討を記載

## 2. 定期見直し対象品目について

# 令和4年度における定期見直し対象品目

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和4年度の定期見直し対象品目は**9分野37品目**

分野	品目
オフィス家具等	全品目（10品目）
家電製品	電気便座
照明	LED照明器具、電球形状のランプ（電球形LEDランプ）
自動車等	自動車、2サイクルエンジン油
消火器	消火器
インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム
設備	太陽光発電システム、燃料電池、日射調整フィルム
災害備蓄用品	全品目（10品目。5品目は他分野の品目と同一）
役務	自動車専用タイヤ更生、加煙試験、タイルカーペット洗浄、自動車整備、輸配送、旅客輸送（自動車）、引越輸送

- 業界団体等へのヒアリング（Web会議等）又は書面等による調査・確認等
- オフィス家具等、消火器等13品目についてエコマーク認定基準の活用

## 判断の基準等を変更した分野・品目及び変更の概要等

分野又は品目	変更の概要等
オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに2品目の追加、タイプ I 環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用【見直し内容は前述】</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ タイプ I 環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用（電球形LEDランプ）</li> <li>○ 蛍光ランプ（40形直管蛍光ランプ）及び電球形蛍光ランプを特定調達品目から削除（水俣条約対応及びLED製品の浸透・定着）</li> </ul>
消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ タイプ I 環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用、消火器設置台等への再生プラスチックの使用等を配慮事項に追加【次スライド参照】</li> </ul>
ベッドフレーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ タイプ I 環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用、長期使用の観点から耐久性について配慮事項に追加</li> </ul>
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保守点検・修理及び維持管理に係る判断の基準を設定、長期使用設計に係る判断の基準を設定【見直し内容は前述】</li> </ul>
日射調整フィルム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の日射調整フィルム（遮熱フィルム）に加え、低放射フィルム（断熱フィルム）を対象に追加</li> </ul>
役務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸配送、旅客輸送（自動車）及び引越輸送の運輸分野3品目について電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標の設定、電動車等又は低燃費・低公害車の導入推進等を配慮事項に追加</li> <li>○ クリーニングについてはプラスチック製ハンガーの再生プラスチックの使用、衣類カバーの薄肉化等の減量化を配慮事項に設定</li> </ul>

注：カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品の判断の基準等への設定状況については8枚目のスライドを参照

## ■ 消火器

- 消火器は、粉末ABC消火器を対象とし、平成17年度より特定調達品目に追加された品目。平成23年度の基本方針から回収システム・再使用又はリサイクルシステムの構築を配慮事項から判断の基準に格上げ
- 資源循環促進の観点から、消火器の設置・保守等のサービスを含めた役務又はリース・レンタル等としての調達可能性について検討を実施

- 新たな判断の基準（OR基準）としてエコマーク認定基準（商品類型No.127）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
  - グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加（選択容易性の向上）
- 消火器の設置台等への再生プラスチックの使用及び使用後の再使用、再生利用について新たに配慮事項として設定（設置台等を併せて導入する場合）。
- 製品の包装又は梱包の単一素材化を配慮事項として追加
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加
- 消火器の設置、保守及び廃棄処理等の一括リースを想定した発注を促す観点から、国等の機関の調達者向けの留意事項を記載

## 点検により判断の基準等の変更を行わなかった品目及び理由等

品 目	変更を行わなかった理由等
自動車、2サイクルエンジン油	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 自動車6品目は令和3年度に電動化を踏まえ2030年度を視野に入れた大幅な見直しを実施したこと、新エコカー減税の枠組みを踏まえた燃費基準等の検討が必要となることから、本年度の見直しは実施しない（<b>エコカー減税の見直し内容を踏まえ検討</b>）</li> <li>❑ 2サイクルエンジン油は環境負荷低減技術等の具体的な項目又は技術等が確認できないことから、判断の基準等の見直しは実施しない</li> </ul>
燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 新たな判断の基準の評価項目等について検討したところであるが、引き続き燃料電池の導入促進を図ることを優先する観点から、現段階において見直しは実施しない</li> </ul>
災害備蓄用品（全10品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 見直しの対象の各品目について現行の判断の基準の項目、新たな評価項目等について検討したところであるが、新たな環境負荷項目や環境負荷低減技術等の具体的な項目又は技術等が確認できないことから、現段階において見直しは実施しない</li> </ul>
自動車専用タイヤ更生	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 新たな判断の基準の評価項目等について検討したところであるが、新たな環境負荷項目や環境負荷低減技術等の具体的な項目又は技術等が確認できないことから、現段階において見直しは実施しない</li> </ul>
加煙試験	同上
タイルカーペット洗浄	同上
自動車整備	同上

### 3. 定期見直し以外の品目について

# 令和3年度からの継続検討品目

- 令和3年度において判断の基準等の見直しに関する検討を実施した結果、引き続き検討を行うことが適当と判断された品目及び基準内容の整合を図っている制度等の改定に伴い見直しが必要と判断された品目等は下表のとおり
- 令和4年度の継続検討品目等は**8分野13品目（品目数は文具類を除く）**

市場動向等の確認、関連制度等の進捗状況等を踏まえ、見直しに係る検討を実施

分野	品目
紙類	印刷用紙 <sup>注1</sup>
文具類	製品に占める金属比率の高い品目等
画像機器等	コピー機等3品目
家電製品	テレビジョン受信機
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機
温水器等 <sup>注2</sup>	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器
設備	エネルギー管理システム（BEMS）
役務	庁舎管理

注1：印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙）は平成31年3月22日に印刷用紙の取扱いに関する関係省庁等連絡会議決定が発出されている状況にあることから検討を実施

注2：温水器等3品目は継続検討品目ではないが省エネ法トップランナー基準の改定に伴い検討を実施

## ① 文具類

- 文具類は令和3年度の定期見直しにおいて新規に2品目を追加するとともに、文具類共通の判断の基準としてエコマーク認定基準（商品類型No.112）の活用、文具類共通の配慮事項として単一素材化等の追記、主要材料の定義の記載等の見直しを実施したところ
- 一方、主要材料が金属類の場合であって、特に金属の重量比が高い品目・製品についての考え方の整理及び明確化、及び認定プラスチック使用製品の具体的な判断の基準等への反映等について継続的な検討が必要とされたところ

- 「プラスチック製クロステープ」を新たに特定調達品目に追加
  - 1品目の追加により文具類は**86品目**
- 「大部分の材料が金属類（金属類が製品全体重量の**95%以上**）」について新たに共通の判断の基準（リデュース設計、使用後の分解・分別）を設定
  - 特にすべて（100%）金属の場合は「純金属又は同一の合金で構成されていること」を判断の基準④ウとして設定
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加
- 大部分の材料が金属類である品目について**1年間の経過措置**を設定

## ② コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機

- 令和3年度にコピー機等3品目については「カーボン・オフセットされた製品」が既に上市されていることから、先行して判断の基準等の設定可能性について検討を実施
- しかしながら、準備に要する期間が十分に確保できない等の理由から、令和4年度からの導入は困難と判断し、判断の基準等の設定可能性について継続検討を行うこととされた

- カーボン・オフセットの活用に向けてオフセットされた製品等の上市を促すため、その前提となるカーボンフットプリントを算定した製品の供給促進を優先
- カーボンフットプリントを算定した製品については2段階の判断の基準の基準値1として設定し、積極的な調達を推奨
- カーボン・オフセットされた製品については配慮事項に設定
- 基準値1の適用については6ヵ月間（令和5年9月末）の経過措置を設定

## ③ テレビジョン受信機

- ▶ テレビジョン受信機については、昨年5月に施行された新たなトップランナー基準において測定方法が変更されたが、昨年度の検討段階では製品の供給状況等に係る情報が得られないことから、令和4年度の調達に当たって区分別（液晶3種類及び有機ELの4区分）にエネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る暫定的な判断の基準を設定したところ
- ▶ 令和4年度に供給状況等の情報を踏まえて改めて検討を実施

- 区分別の直近のデータのエネルギー消費効率（年間消費電力量）及びトップランナー基準の達成状況に基づき、新たな判断の基準を設定
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加
- 旧測定方法の対象製品に設定していた1年間の経過措置の終了

## ④ エアコンディショナー

- エアコンディショナー（**家庭用**）については省エネ法の新たなトップランナー基準が本年5月31日に告示（6月1日施行）されたところ
- エアコンディショナー（**業務用**）についてはエネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定し、令和元年度より運用を開始したところ
- フロン排出抑制法に基づく指定製品制度により、店舗・オフィス用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナー※について地球温暖化係数に係る目標値**750**が設定（目標年度2025年度）されたところ

※ 新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限り、冷暖同時運転型や寒冷地用等を除く

- これまでの「エアコンディショナー」を「家庭用エアコンディショナー」及び「業務用エアコンディショナー」の2品目に分割
  - 省エネ法のトップランナー基準や基準内容、フロン排出抑制法の指定製品における目標年度が異なっていることから、家庭用と業務用に分けて検討することが効率的であるとの判断
- カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加（**P**）
- 家庭用エアコンディショナー及び業務用エアコンディショナーについてそれぞれ判断の基準を見直し（詳細は次スライド）

## a. 家庭用エアコンディショナー

- 新たなトップランナー基準（2027年度目標）を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を見直し
  - ➡ 新たなトップランナー基準に基づく区分への変更及びエネルギー消費効率に係る目標値を判断の基準として設定

## b. 業務用エアコンディショナー

- 低GWP冷媒への早期の切替を促進する観点から、冷媒に使用されるフロンの地球温暖化係数に係る判断の基準等を見直し（ビル用マルチエアコンディショナーについては2段階の判断の基準を設定）
  - ➡ ビル用マルチエアコンディショナー（目標年度2025年度）について **GWP750以下**を2段階の判断の基準の**基準値1**として設定
  - ➡ 新たに冷房能力が3トン/日以上店舗・事務所用エアコンディショナー（ビル用マルチエアコンディショナー及びターボ冷凍機を除く）について **GWP750以下**を判断の基準として設定

ビル用マルチエアコンディショナーにおける2段階の判断の基準への適合判断について

	トップランナー基準達成	トップランナー基準の88%レベル達成	トップランナー基準の88%レベル未達成
冷媒のGWP750以下	基準値1	基準値1	適合しない
冷媒のGWP750超過	基準値1	基準値2	適合しない

## 点検により判断の基準等の変更を行わなかった品目及び理由等

分野又は品目	変更を行わなかった理由等
ガスヒートポンプ式冷暖房機	<input type="checkbox"/> 期間成績係数に係る判断の基準は据え置き。新たな機種の世界市場への投入状況及び環境負荷低減技術等を踏まえ適切な時期に検討を実施
温水器等	<input type="checkbox"/> 令和5年度の定期見直し品目であるヒートポンプ式電気給湯器と併せてガス温水機器及び石油温水機器の見直しを実施（次年度継続検討）
エネルギー管理システム	<input type="checkbox"/> エネルギー管理システム（BEMS）は役務の庁舎管理と併せて検討を実施することが適当と判断（次年度継続検討）
庁舎管理	<input type="checkbox"/> 庁舎管理は別途検討が開始された環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約に関する検討結果を踏まえ対応（次年度継続検討）

## 4. 提案募集に係る対応について

# 本年度の新規追加及び見直し等の提案

- 新規追加の提案が**13品目**（物品・役務**8品目**、公共工事**5品目**）
- 判断の基準等の見直しに係る提案が**11品目**（物品・役務**10品目**、公共工事**1品目**）

分野	品目
紙類	コピー用紙、印刷用紙 <sup>注2</sup> 、ペーパータオル <sup>※</sup>
文具類	養生テープ <sup>※</sup> （2） <sup>注3</sup>
制服・作業服等	制服、作業服
インテリア・寝装寝具	タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん
その他繊維製品	モップ
公共工事	【資材】再生材料を使用した型枠、防水材 <sup>※</sup> 、フェンス <sup>※</sup> 【工法】土舗装 <sup>※</sup> 、砕石パイル工法 <sup>※</sup> 、CO2削減型地盤改良工法 <sup>※</sup>
役務	食堂
その他（物品・役務） <sup>※</sup>	ハンドソープ、除菌アルコールスプレー、食器、育苗ポット、磯焼け対策資材、配線保護材 <sup>★</sup>

注1：※印の品目は新規追加提案品目（公共工事は5品目、その他（物品・役務）は全品目）の提案

注2：印刷用紙は「塗工されている印刷用紙」及び「塗工されていない印刷用紙」の2品目

注3：養生テープは2件の提案（新規追加の提案に分類）。他の分野・品目は各1件の提案

注4：★印の品目は公共工事への提案であったが、提案内容を踏まえ物品として検討

## （1）新規追加提案品目

### ① ペーパータオル【紙類】

- ➡ 圧縮梱包により減容されたペーパータオル。梱包資材及び輸送段階の環境負荷が低減される一方、使い捨て製品であること、医療機関等の特定の用途において使用される場合を除き、使い捨て以外の製品への代替が可能であることから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

### ② 養生テープ【文具類】（特定調達品目として新規追加）

- ➡ バイオマス由来の原料を使用した養生テープ。国等の機関において一定の調達が見込めること、養生用に使用されたものは、一般にリサイクルが困難であり、焼却処分が前提となることから、文具類の特定調達品目として「プラスチック製クロステープ」を新規追加

### ③ ハンドソープ、除菌アルコールスプレー【その他】

- ➡ 再生プラスチックの容器を使用したハンドソープ及び除菌アルコールスプレー。中身を詰め替えて使用可能な形態のものを調達することによる容器自体のリデュース、容器を繰り返し使用するリユースがより重要であり、特に国等の機関は率先して2Rを推進する必要があることから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

## （1）新規追加提案品目

### ④ 食器【その他】

- ➡ 使用済PETボトルを原料とする食器。国等の機関において食器を直接調達するケースは限定的であることから、特定調達品目としての追加は見送り。なお、役務の食堂の配慮事項において再生材料が使用された食器の使用について既に設定※していることから、**提案の内容は設定済み**

※ 修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること【配慮事項⑥】

### ⑤ 育苗ポット、磯焼け対策資材【その他】

- ➡ 生分解性機能を有する植栽、園芸等に使用するPLA不織布製育苗ポット及び施肥等に使用するPLA不織布製袋。国等においては調達する機関が限定されること、生分解性を有するものであっても、適切に回収することが基本であること等から、**提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り**

### ⑥ 床用配線モール【その他】

- ➡ プラスチックに石灰石を混練した床用配線モール。従来品、一般品との比較において環境負荷低減効果が確認できないこと、コストが高いこと等から、**提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り**

## （2）既存品目に係る提案（判断の基準等の見直し）

### ① コピー用紙【紙類】

- コピー用紙について、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠したパルプは森林認証パルプ、間伐材等パルプと同等の評価とすべきとの提案
- ➡ 現段階においてコピー用紙の調達に当たっての問題等は発現していないことから、判断の基準の見直しの必要はないものと判断。このため、提案を参考とした判断の基準等の見直しは見送り

### ② 印刷用紙【紙類】（判断の基準）

- 印刷用紙について、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠したパルプは森林認証パルプ、間伐材等パルプと同等の評価とすべきとの提案
- ➡ 前述の「印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて」のとおり、印刷用紙の供給状況や今後の見込等を踏まえ判断の基準を見直し

### ③ 制服、作業服【制服・作業服等】

- 制服及び作業服に係る判断の基準の「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」について、「マスバランス方式によらない」ことを追加すべきとの提案
- ➡ 現行の判断の基準は実配合を想定しており、マスバランス方式の製品は供給されていないことから、特に提案を参考とした見直しは見送り

## （2）既存品目に係る提案（判断の基準等の見直し）

### ④ カーペット【インテリア・寝装寝具】

- ➡ タフテッドカーペット、タイルカーペット及び織じゅうたんについて、現行の判断の基準に加え、バイオマスナイロン（PA）に係る判断の基準を追加すべきとの提案
- ➡ 提案された3品目については、現段階ではバイオマスナイロンを使用した製品の市場への供給が見込まれないことから、今後、製品の供給を受けて検討することとし、提案を参考とした判断の基準等の見直しは見送り

### ⑤ モップ【その他繊維製品】

- ➡ バイオマス由来の天然繊維（レーヨン、綿）を使用した乾拭き用ダスターを追加すべきとの提案
- ➡ 使い捨てのダスターをプラスチックから天然繊維に変更することによる一定のCO<sub>2</sub>削減効果は認められるが、資源有効利用、回収・再使用のシステム構築、廃棄物削減等によるリデュース及び再使用（リユース）の推進を図る観点から、提案を参考とした判断の基準等の見直しは見送り

### ⑥ 食堂【役務】（配慮事項）

- ➡ 食堂で使用する洗剤について判断の基準等（可能な限り指定化学物質が含まれていないもの）を設定すべきとの提案
- ➡ 食堂の配慮事項に「可能な限り指定化学物質を含まないこと」を追加

## 5. その他の検討事項・品目等

## (1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップ等を踏まえ、プラスチックの使用削減、バイオマスプラスチック及び再生プラスチックの利用促進に関する検討を実施。可能な品目については対応を図ったところ
- 平成18年2月に林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は現段階で改定されない見通しであることから、引き続き経過措置を延長

## (2) 経過措置等設定項目

- 経過措置等を設定している品目については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長について検討を実施。下表の対応（案）としたい

経過措置等設定品目	経過措置等の内容	対応（案）
電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、電気冷凍庫	年間消費電力量の新基準の適用に係る6か月間の経過措置を設定	終了
テレビジョン受信機	令和4年度の暫定基準への対応について1年間の経過措置を設定（令和5年度から新たな判断の基準に改定予定）	終了
木材・木材を原料とする品目	合法性証明に係る「ただし書」	延長

## 令和4年度の検討において、

- 新規追加品目は**5品目**※、判断の基準等の見直し品目は**33品目**（文具類共通、オフィス家具等共通の判断の基準等の見直しを除く）
  - ※ エアコンディショナーについては現行の1品目を「家庭用エアコンディショナー」及び「業務用エアコンディショナー」の2品目に分割（品目数2増1減）
- 蛍光灯ランプ関連の**2品目**※を削除
  - ※ 本年3月の「水銀に関する水俣条約の第4回締約国会議第2部（COP4.2）」において廃止期限が決定した**電球形蛍光灯**（2025年末）及びCOP5（2023年10月開催予定）において廃止期限が議論される予定の**40形直管蛍光灯**、蛍光灯ランプを使用した**蛍光灯機能提供業務**について特定調達品目から削除。なお、**電球形LEDランプ**は品目名称を現行の**電球形状のランプ**から変更（品目数の増減なし）

令和5年度は5品目の追加、2品目の削除となり**22分野288品目**

### 新規追加品目及び判断の基準の概要一覧

分野等	品目及び判断の基準の概要等
文具類	プラスチック製クロステープ（テープ基材に文具類共通と同様の判断の基準）
オフィス家具等	個室ブース、ディスプレイスタンド（オフィス家具等共通の判断の基準）
設備	低放射フィルム（可視光線透過率、断熱性能を示す熱貫流率等の基準）